第１号様式（第５条関係）

　　年　　月　　日

大阪市長

（申請者が法人その他団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

住　　所

氏　　名

電話番号 （　　　）　　　－

大阪市エレベーター防災対策改修補助金事前協議書

補助金の交付について、大阪市エレベーター防災対策改修補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、事前協議します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の名称 | 大阪市エレベーター防災対策改修補助事業 |
| 補助事業の対象となる建築物の所在地 | 大阪市 |
| 対象者要件  （すべて該当） | □　防災対策の改修を行う建築物の所有者（区分所有建築物の場合は、対象事業を行うことについて総会決議等をした当該建築物の管理組合）  □　大阪市に住所を有することによって課税される市民税又は法人市民税並びに補助事業の対象となる建築物の固定資産税及び都市計画税を滞納していない者（管理組合は除く。）  □　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではない者  □　反社会的勢力と自ら若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係、あるいは反社会的勢力に対して資金等を提供するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係を有しない者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業要件  （すべて該当） | □　大阪市内に存する建築物に設置されているエレベーターの防災対策の改修である  □　建築基準法第６条第１項（同法第87条の４において準用する場合を含む。）の規定による確認を要するエレベーターの工事ではない  □　平成26年３月31日以前に建てられた建築物に設置されている  □　延べ面積の合計が1,000㎡以上の建築物に設置されているもので、専ら共同住宅の用に供するもの（エレベーターが共同住宅以外の用途の階にも停止する場合、当該エレベーターの停止階の床面積の合計のうち、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が過半となっているものに限る。）である  □　長期修繕計画又は維持保全計画が作成された建築物であり、その中でエレベーターを修繕項目として設定している  □　構造躯体は、地震に対して安全な構造の建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）である  □　大阪市エレベーター防災対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条第１号から第５号までに掲げる防災対策の全部又は一部についての改修を行う場合にあっては、当該改修の結果、当該防災対策を講じたエレベーターが当該改修工事の着手時点の施行令の規定に適合する  □　要綱第２条第６号又は第７号に掲げる防災対策についての改修を行う場合にあっては、当該防災対策を講じたエレベーターが当該改修工事の着手時点の施行令の規定に適合する  □　補助申請の対象となるエレベーター及び当該エレベーターが設けられている建築物は建築基準法による検査済証の交付を受けたもの又は同証の交付を受けていないが建築基準法及び建築基準関係規定（以下「建築基準法等」という。）に適合していることを現地調査の結果を記載した書類等により確認できるものである  □　建築基準法等の規定に適合しないことによる是正指導等を受けていない建築物（当該是正指導等を受けた建築物であって、当該是正指導等に従ったものを含む。）である  □　国、地方公共団体が所有する建築物、又は国、地方公共団体の設立、出資に係る法人が所有する建築物でない  □　他の国庫補助金が交付されていない |

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | 事前協議（第５条関係）添付書類チェックリストによる |
| 連絡担当者※ | 氏　　名  電話番号 |

※申請者以外が連絡担当者となる場合に記入してください。併せて委任状を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪市記入欄 | |
| 事前協議済み年月日 | 年　　月　　日 |
| 事前協議番号 | 第　　　　　　　　号 |

※事前協議後、本協議書の写しの交付をもって当該補助金の交付が確約されるものではありません。